

- 各指定（介護予防）訪問介護事業所
- 各指定（介護予防）訪問入浴介護事業所
- 各指定（介護予防）訪問看護事業所
- 各指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所
- 各指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所
- 各指定（介護予防）通所介護事業所
- 各指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所
- 各指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
- 各指定（介護予防）短期入所療養介護事業所
- 各指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
- 各指定（介護予防）福祉用具貸与事業所
- 各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所
- 各指定居宅介護支援事業所
- 各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 各指定夜間対応型訪問介護事業所
- 各指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
- 各指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
- 各指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
- 各指定地域密着型介護老人福祉施設
- 各指定介護老人福祉施設
- 各介護老人保健施設
- 各指定介護療養型医療施設

管理者 様

下関市長 中尾 友昭  
( 公 印 省 略 )

平成26年度介護報酬改定及び下関市手数料条例の一部改正のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日からの消費税率8%への引上げに伴い、介護保険サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないよう、消費税対応分を補填する形で平成26年度の介護報酬改定が行われたところです。

また、平成26年4月1日から、介護保険サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料を定めるため、下関市手数料条例の一部が改正されました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき遺漏なきよう対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

( 裏 面 へ )

## ( 裏 面 )

### 記

#### 1. 平成26年度報酬改定について

##### (1) 報酬改定の内容

以下の内容については、下関市のホームページで確認して下さい。

##### ①平成26年度介護報酬改定の概要

##### ②介護報酬の算定構造

##### ③消費税率8%への引上げに合わせた区分支給限度額の見直しについて

[下関市のホームページの掲載場所]

市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>) から

→「事業者の方へ」をクリックします。

→「保健・福祉」の「介護保険」をクリックします。

→「平成26年度介護報酬改定のお知らせ」をクリックします。

##### (2) 利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）への説明

今回の報酬改定で、利用者等の利用料金に変更となる場合は、書面を交付の上、変更となる利用料金の説明を行い同意の署名を得るようにして下さい。

利用者等へ重要事項説明書等により利用料金の説明を行っている場合は、全てのページの交付は必要なく、利用料金が記載されている部分のみでの説明、交付で足りるものとします。

また、4月以降のサービス提供前までに書面での交付が間に合わない場合は、口頭により説明し同意を得て、後日書面の交付となっても差し支えありません。

なお、運営規程に利用料金の記載がある場合は、運営規程の変更に伴い、変更の日から10日以内に市に変更届を提出して下さい。

#### 2. 新規指定等の審査に係る手数料について

下関市手数料条例の改正に伴い、平成26年4月1日以降に新規指定・指定更新等※の申請のあるすべてのサービスについて、審査に係る手数料を介護保険サービス事業者の皆さまにご負担いただくことになりました。

手数料の額等詳細は、別紙「指定申請等の審査に係る手数料のお知らせ」をご覧ください。

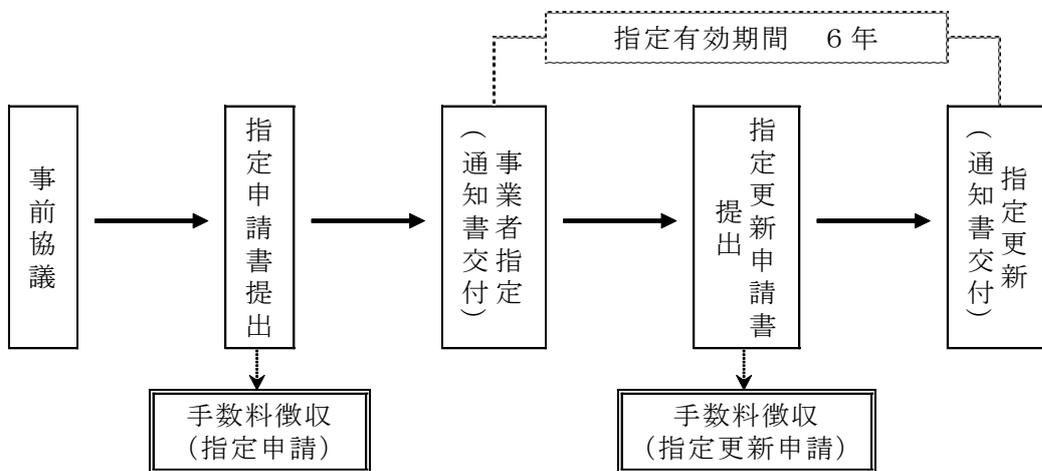
(※) 介護老人保健施設については、「指定」を「許可」と読み替えます。

下関市福祉部介護保険課事業者係  
〒750-0006  
下関市南部町21-19  
(下関商工会館4階)  
TEL : 083-231-1371  
FAX : 083-231-2743

# 指定申請等の審査に係る手数料のお知らせ

下関市では、このたび下関市手数料条例の改正を行い、すべてのサービスについて、新規指定・指定更新等の申請の審査に係る手数料を介護保険サービス事業者の皆様にご負担いただくことになりました。

## 1 申請の流れと手数料徴収のイメージ



[注1) 介護老人保健施設については「指定」を「許可」と読み替えます。]  
[注2) 申請書提出の当日中に手数料を納付していただく必要があります。]

## 2 手数料の額

サービスの種類	申請の種類	手数料額
指定居宅サービス	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定地域密着型介護老人福祉施設	指定申請	30,000円
	指定更新申請	15,000円
上記以外の 指定地域密着型サービス	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定居宅介護支援	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円

サービスの種類	申請の種類	手数料額
指定介護老人福祉施設	指定申請	40,000円
	指定更新申請	20,000円
介護老人保健施設	開設許可申請	63,000円
	変更許可申請（建物のく体に影響を及ぼす構造設備の変更を伴うものに限る）	33,000円
	許可更新申請	20,000円
	許可更新申請（変更許可申請と一体的に行う場合）	33,000円
指定介護予防サービス	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定地域密着型介護予防サービス	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定介護予防支援	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円

注1) 介護老人保健施設の開設許可、変更許可の申請手数料については従来どおりです。

注2) 指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの申請手数料は、同種の指定居宅サービス及び指定地域密着型サービスの申請を同時に行う場合は、納付の必要はありません。

注3) 指定申請手続を必要としない「みなし指定」については、手数料の納付の必要はありません。

### 3 施行期日

平成26年4月1日から

※平成26年4月1日以降の申請時に手数料がかかります。

### 4 納付方法

手数料は、下関市が発行する納付書で納めていただくこととなります。申請書を受け付ける段階で納付書をお渡ししますので、申請書は下関市指定金融機関等で納付し、申請書のご提出とともに領収証書をご提示ください。

なお、申請書のご提出にあたっては、金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたしません。）

この手数料は、申請の審査のための手数料です。指定等ができない場合であっても返還できませんので予めご了承ください。